

通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率(案) [※] 〈財務省評価委員会〉
理事長	H17. 6. 29~H20. 9. 30 (同上)	1. 0
理事 (総務部・経理部)	H18. 8. 14~H20. 7. 16 (同上)	1. 0
理事 (総務部・経理部)	H20. 7. 17~H20. 9. 30 (同上)	1. 0
理事 (企画部・業務部)	H18. 8. 14~H20. 9. 30 (同上)	1. 0
理事 (システム部)	H17. 7. 1~H20. 9. 30 (同上)	1. 0
監事	H20. 9. 1~H20. 9. 30 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率(案)の算定内容は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

別紙

財務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率（案）
			(参考) 在任期間	各事業年度の基準値 (業績勘案率)を、 その在職月数に応じて 加重平均した値(※1)	各事業年度評価の 全体評価、役員の業績 への関与の度合い等 を勘案した変更 (※2)	
通関情報処理センター	理事長	H17.6.29~H20.9.30	同左	1.3	1.0	1.0
	理事	H18.8.14~H20.7.16	同左	1.3	1.0	1.0
	理事	H20.7.17~H20.9.30	同左	1.0	1.0	1.0
	理事	H18.8.14~H20.9.30	同左	1.3	1.0	1.0
	理事	H17.7.1~H20.9.30	同左	1.3	1.0	1.0
	監事	H20.9.1~H20.9.30	同左	1.0	1.0	1.0

(※1) 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」(平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会)2-(2)において「役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針」における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する」とされている。

(※2) ①平成17年度から19年度までの各事業年度の全体評価は、「中期計画をおおむね達成することが見込まれる」または「中期計画の達成に向け適切に実施している」となっていること、②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく総人件費改革について、独立行政法人も国に準じて人件費の削減等人件費改革の取組みを行うとされており、本法人においても中期計画に当該事項を定めて適切に取り組んでいること、③「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)において、「業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みにするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。」とされていること、を総合的に勘案し、「1.0」を超えている役員について、業績勘案率を「1.0」に変更している。